

## 大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

大磯町営住宅管理条例（平成 10 年大磯町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）」を

「第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）」

第 1 章の 2 町営住宅等の整備基準（第 3 条の 2～第 3 条の 5）」

に改める。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 町営住宅等の整備基準

（町営住宅等の整備基準）

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める公営住宅の整備基準及び同条第 2 項に規定する条例で定める共同施設の整備基準は、次条から第 3 条の 5 までに定めるもののほか、規則で定める。

（健全な地域社会の形成）

第 3 条の 3 町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第 3 条の 4 町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）

第 3 条の 5 町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

第 6 条第 1 項第 3 号ア中「令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして次項に規定する場合 21 万 4,000 円」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「21 万 4,000 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、15 万 8,000 円）」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「15 万 8,000 円」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、同項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 号」に改め、同号イ中「（昭和 25 年政令第 155 号）」を削り、同項第 5 号中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に

規定する支援給付を含む。)を受けている者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号アに規定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 次項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 次項第3号に規定する者

ウ 次項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第2項中「同条第2項各号」を「同条第3項各号」に改める。

第9条第4項第4号中「第6条第2項第2号」を「第6条第3項第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄